

「那覇市立銘苅小学校・いじめ防止基本方針」

平成 27 年 3 月策定

平成 27 年 4 月 1 日施行

令和5年2月24日一部改定

1. 本校の基本方針

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利及び基本的人権等を著しく侵害し、児童の心身の健全な成長を阻害し、人格の形成等に甚大かつ重大な危険を生じさせるものである。

また、いじめは、いつでも、どこから、どの児童にでも起こり得るものであり、どの児童も被害者と加害者の両方になり得るという危険性をはらんでいる。こうした事実をふまえて、「いじめは絶対に許さない」、「いじめは卑怯な行為である」という確固たる信念と、「いじめは、いつでも、どの子でも、どの学校でも起こり得る」ということを念頭に、「いじめ未然防止」、「いじめの早期発見」、「いじめへの早急な対処措置」について、銘苅小として共通理解を図り、組織的な対応を徹底する。

本校では、いじめの予防と早期発見に特に重点的に取り組むとともに、いじめが発生した場合には、いじめを受けた児童の救済と尊厳を守ることを最大に重視し、那覇市教育委員会や地域、家庭、民生委員・児童委員等の関係機関との連携のもと、早急にいじめ根絶に向けて、組織をあげて適切な対応に全力で取り組む。

さらに、常にいじめがなく全ての児童が安全・安心な環境の中で生活することができる学校の実現と維持のために、いじめ防止に係る取り組みを、定期的に振り返り、改善を加えてより充実した体制を構築する。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。

なお、児童生徒の関係は塾や習い事、スポーツ少年団等、必ずしも当該学校に在籍している児童生徒とは限らない。また、起こった場所も学校の内外を問わない。

3. 学校の現状

本校は開校21年目を迎え、児童数()名の中規模校である。校舎の南側は大きな商業施設に加え、博物館・美術館、公園などの公共施設がある。さらに、北側にも住宅地の中に児童公園などの施設が整っているなど、環境にも恵まれた地域である。子どもたちも比較的穏やかで落ち着いており、素直な気質の子が多い。保護者も協力的で、PTCA 活動やその他の教育的活動にも熱心である。しかし、本校でもいじめは他人ごとではない。過去に起きたいじめの反省から「銘苅小のハッピールール」や「めかるっ子アンケート」の取組を推進したり、「人権の日」を設けたりして、児童が安心して学校生活を送れるようにしている。今後も、児童が、心の底から「銘苅小学校で学んでよかった」と思える「明るく楽しい

学校づくり」と、いじめ未然防止、早期発見、早期対応に全校体制で組織的に対処すること徹底する。
なお、昨年度のいじめ認知件数は()件、解消件数()件であった。

学校評価(児童)アンケート(R6年度)＊「あてはまる」「よくあてはまる合計」

授業では、クラスの人々の発表や意見をしっかり聞いていますか。	95%
授業では、自分の考えや意見をクラスの人に伝えたり発表したりしていますか。	70%
学校に行くのは楽しいと思いますか。	88%
自分には良いところがあると思いますか。	85%
先生は、あなたのいいところを認めていると思いますか。	92%
自分は、家族や先生に見守られていると思いますか。	95%

4. いじめの未然防止等の指導体制・組織的な対応

(1)教職員による意図的・日常的な対応

- ☐ 児童を信じ・寄り添い、児童の成長を以後の成長に繋げる取組の充実
- ☐ 校内研修の実施と情報共有の場の設定
- ☐ いじめを許さない・見逃さない体制の構築と児童への周知の徹底
- ☐ 日常的な「わかる授業」の実践 ※個別最適・協働的な学びの充実
- ☐ 学年・学級経営を基盤にした児童の活躍の場作り、居場所作り、絆作りの充実及び支持的風土の醸成(安心・所属・承認・自立)
- ☐ 生徒指導の4つのポイント(自己存在感、共感的な人間関係、自己決定、規範意識)を意識した取組みの充実
- ☐ 道徳の時間を中心とした全教育活動における指導の充実
- ☐ 児童会活動(委員会活動)や係活動など自治的な活動の充実
- ☐ 学級通信等による保護者への啓発

(2)規範意識等の醸成

- ☐ 学習・生活規律の確立及び支持的風土のある学年・学級経営
- ☐ 道徳・人権・平和教育の推進
- ☐ いじめ防止に関する講演会等の実施
- ☐ キャリア教育に視点をあてた社会体験や奉仕体験活動等の推進と充実
- ☐ 非行防止教室の実施及びその取組の保護者との共有
- ☐ 学校行事での異学年、異世代との交流を推進
- ☐ 地域行事等の参加の奨励(新都心クリーンデー、安岡中校区青少協まつり等)

本校のいじめ防止等に関する措置を実効的に行うために、下記の関係者からなる「いじめ防止対策委員会」を置く。

那覇市立銘苅小学校「いじめの防止対策委員会」(いじめ防止対策推進法 22 条に基づく必置組織)

- 校内職員：校長・教頭・教務主任・養護教諭・特別支援コーディネーター・各学年主任
生徒指導主事・教育相談支援員・SC・SSW・加害及び被害児童担任
- 校外関係者：PTCA会長・PTCA副会長 ← 必要な場合、主に情報提供等で
(事案により民生委員・児童委員・部活動指導員・自治会長等)

【主な取り組み】

- | | |
|--|---|
| ☐ 本校のいじめ防止基本方針の策定 | ☐ いじめ防止基本方針に沿った実践と検証 |
| ☐ いじめ防止基本方針の修正 | ☐ 校内研修の企画・運営 |
| ☐ いじめに係わる情報収集 | ☐ いじめに係わる全職員への情報提供 |

※当該組織は、学校が組織的にいじめ防止の諸問題に取り組むにあたって、中核となる役割を担い、いじめ防止に係わる具体的な取り組みを推進する。

(3) 早期発見

① 早期発見の取り組み

- ☐ 教育相談担当と連携し、毎月の「めかるっ子アンケート」を活用したり、教育相談週間(年 2 回)において情報収集に努めたりするなど、いじめの早期発見に日常的・組織的に取り組む。
- ☐ 不断の子ども達の見取りと情報交換
 - ・授業における児童相互の関係の注視(視線・発言・ペア・グループなど協働学習等)
 - ・児童同士の会話や児童の呟きなどを傾聴(休み時間の言動等)
- ☐ 教職員間の情報交換
 - ・学年会等での情報交換(「これくらい」の感覚を捨て、気になることを全て共有する)
 - ・毎週月曜日の終礼や三役会での情報の共有
 - ・毎月の生特会や職員会議内で時間を設定し、情報共有(いじめ認知も含む)
 - ・必要に応じた臨時集会

(4) 早期対応

① 素早い事実確認

- ☐ 速やかな報告の徹底
 - ・担任、現状目撃者等の情報受信者→担任、学年主任等→教頭→校長のルートで情報や状況を直ちに報告する。
 - ・情報受信者を中心に直ちに「いじめ発見報告書」を作成する。教頭へ提出する。
 - ・教頭により、「いじめ防止対策委員会」を招集し、報告書の内容を周知し、対応等を協議する。

〈報告書の内容〉

- 日時 ○場所 ○被害児童 ○加害児童 ○内容、状況 ○情報受信者

(5)ネット上でのいじめの対応

□ネット上に本校及び本校児童係わる不適切な書き込み等(名誉毀損、プライバシー侵害、誹謗中傷等)を発見した場合は、直ちに削除する措置をとる。その際は那覇市の法務局等に協力を求める。児童の生命、財産等に重大な被害が生じる恐れがあるときには、直ちに、交番、那覇警察署に通報し、適切な支援を求める。那覇市教育委員会に報告するとともに、安岡中学校、近隣小学校にも連絡を入れる。

□情報モラル教育を全学年で実施する。

(6)指導計画

	4 月	5 月	6 月	7月	9 月	10 月
職員会議	生特会での情報共有 学級経営説明会での啓発	生特会での情報共有	生特会での情報共有	生特会での情報共有	生特会での情報共有	生特会での情報共有
防止策	道徳教育 人権の日	道徳教育 人権の日	教育相談 道徳教育 人権の日	個人面談 道徳教育 人権の日 職員研修	人権の日 道徳教育 ベストフレンド旬間	道徳教育 人権の日 事例検討会 及び対策会議
早期発見	日常の観察 めかるっ子 アンケートの活用	日常の観察 めかるっ子 アンケートの活用	日常の観察 めかるっ子 アンケートの活用	日常の観察 めかるっ子 アンケートの活用	日常の観察 めかるっ子 アンケートの活用	日常の観察 めかるっ子 アンケートの活用

	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
職員会議	生特会での情報共有	生特会での情報共有	生特会での情報共有 保護者会での啓発	生特会での情報共有	生特会での情報共有 本年度のまとめ
防止策	道徳教育 人権の日	道徳教育 人権の日	教育相談 道徳教育 人権の日	道徳教育 人権の日	道徳教育 人権の日
早期発見	日常の観察 めかるっ子 アンケートの活用	日常の観察 めかるっ子 アンケートの活用	日常の観察 めかるっ子 アンケートの活用	日常の観察 めかるっ子 アンケートの活用	日常の観察 めかるっ子 アンケートの活用

(7) 児童に対してのいじめ防止対策

- ・めかるっ子アンケート(記名)月1回、担任へ提出
- ・ふれあいタイム(年2回)
- ・情報モラル講話、非行防止教室など

(8) 相談機関

スクールカウンセラー、寄り添い支援員、教育相談課、子育て支援室、児童相談所、那覇署少年課

5. 重大事態への対応

(1) 重大事態等とは

一 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」

- 児童が自殺を企図
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 等を想定

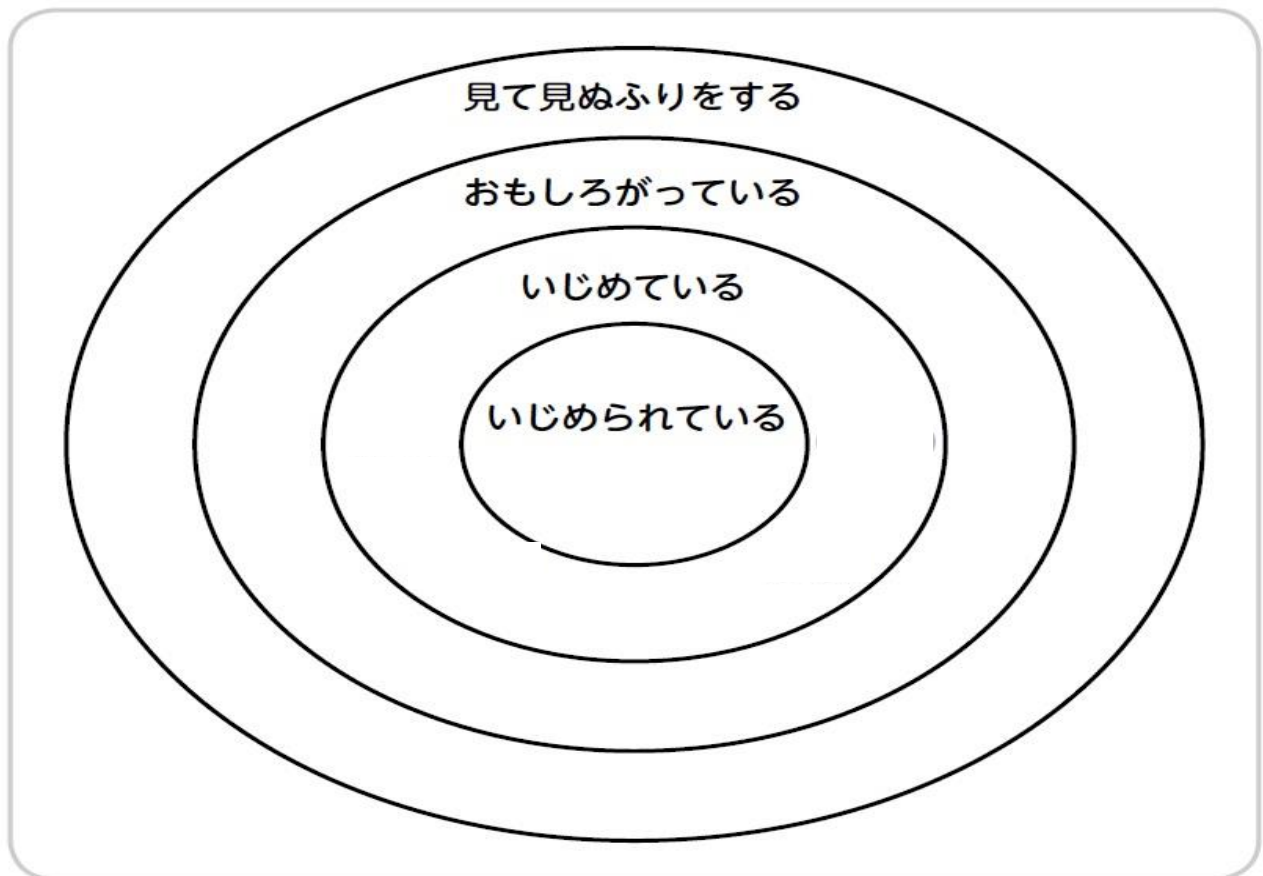
二 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(日数だけでなく、個々の状況を十分注視・把握した上で、迅速かつ適切に対処する。)

(2) 重大事態の発生と対応

- ・重大事態が発生した場合は、迅速にかつ正確に事実関係を明確にし、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。
- ・重大事態が発生した場合は、発生した旨を教育委員会に一報を入れ指示を仰ぐ。(緊急連絡第一報)
- ・重大事態が発生した場合、緊急に職員会議を開き対応を共通理解するとともに、児童に対するプライバシー保護を徹底する。また、情報発信の一元化を共通理解する。(報道等への対応も含む)
- ・第三者委員会を立ち上げる。

6. PTCA 及び家庭・地域との連携について

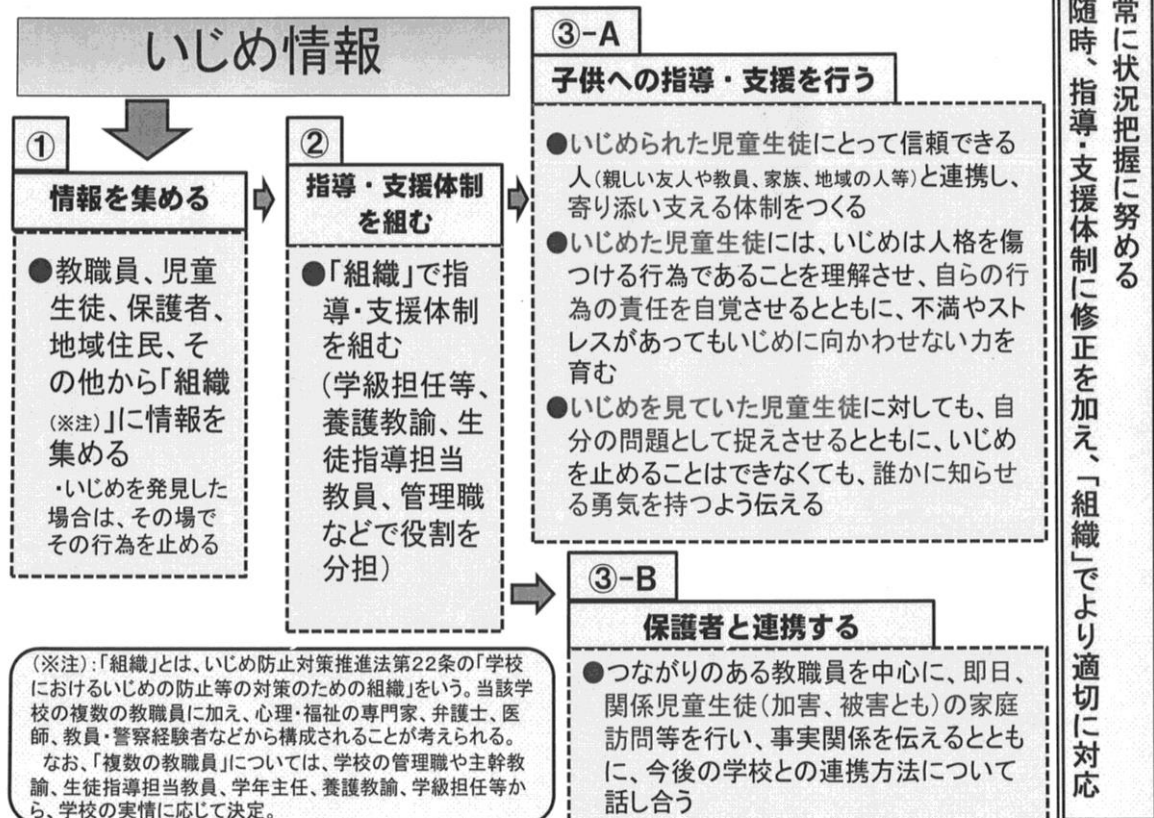
- ・学校評価において、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにする。
- ・定例のPTCA 三役会等で情報を開示し、協力を仰ぐ。
- ・適時または随時、学年・学級懇談会等で話し合う。
- ・保護者面談等で情報収集や相談を受ける。
- ・日曜参観日や授業参観日等で広く授業公開し、校長講話等で本校の現状について情報提供を行い、理解を求める。
- ・学校だより・図書館便り・保健便り・学級・学年便りにより児童の活動を共有する。



出典：文部科学省 HP [「いじめへの対応のヒント」](#)

いじめの構造（いじめの四層構造）森田洋司 1986 年

組織的ないじめ対応の流れ



いじめ発見時の対応(フロー図)

